

令和5年度 第1回 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 会議録

日 時：2023年（令和5年）5月16日（火）午前9時半から11時半まで

会 場：藤沢市役所本庁舎5階 5-1・5-2会議室

委 員：高山代表、島村委員、種田委員、西村委員、高橋委員、小野田委員、
山田委員、佐藤委員、齊藤委員、船山委員、冨澤委員、林委員
計12名

事務局：佐藤福祉部長

子ども家庭課（原田、金子）

障がい者支援課（臼井、星野、真下、増田、鎌田、竹原、伊原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計10名

欠席者：0名

傍聴者：1名

（事務局：臼井参事）

それでは、これより令和5年度第1回計画検討委員会の開会とさせていただきます。委嘱状につきましては、郵送または会場の委員さんにはお机の方にお配りをしております。続きまして、資料と委員の出欠確認をいたします。

（事務局：鎌田主査）

事務局障がい者支援課鎌田と申します。本日の委員の皆様の出席状況については全員ご出席をいただいております。資料につきましては、次第、名簿が差し替えになっておりますので本日はそちらを使います。その他の資料は次第のとおりでございます。

（事務局：臼井参事）

それではここで福祉部長より、年度当初ということでご挨拶を申し上げます。

（佐藤福祉部長）

改めまして皆様おはようございます。ただいまご紹介いただきました福祉部長の佐藤でございます。本日の会議に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

先ほどの司会の方からございましたとおり、今年度につきましては、委員の改選ということで、本来であれば、市長の方から委嘱状の交付をさせていただくべきところでございますが、ズーム参加の委員の方につきましては、委嘱状を事前送付、ご来庁の委員の方々につきましては、机上配布ということでさせていただきました。今月8日には新型コロナウイルス感染症が2類から5類へと変更になりまして、アフターコロナとは言え、まだ予断を許さない状況が続いてございますので、このような形とさせていただきました。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

さて、この度は障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の委員を快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。今年度1年間の任期となりますがどうぞよろしくお願いたします。

令和3年3月に策定をいたしました、ふじさわ障がい者プラン2026につきましては、「全ての人が障がいの有無に関わらず、お互いが助け合い自分らしく生活できるまちへ」を基本理念といたしまして、各施策の充実に向け、現在取り組んでいるところでございますが、計画策定後今年でちょうど3年目を迎えるということで、中間見直しの時期となりました。この間の社会情勢の変化などを着実に捉え、より実効性の高い計画としていくためにも、この見直しは大変重要なものであると捉えてございます。

見直しにあたりましては、今回を含め6回の会議を予定してございますが、委員の皆様におかれましては、それぞれのご専門のお立場からはもちろんのこと、その枠を超えまして、施策全般にわたりまして、積極的なご意見やご提言をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

障がいのある人もない人もともに安心して生活できる共生社会の実現に向け、微力ではございますが、全力で取り組む所存でございますので、委員の皆様におかれましては、お力添えのほどどうぞよろしくお願いたします。以上で簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(事務局：臼井参事)

次に委員の紹介でございますが、今回計画の見直や協議会のあり方検討という大変重要な時期でございますので多くの委員の皆さんに再任をお願いしたところ

でございます。そうした中で新たな委員として、7番の山田委員にご就任いただいておりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

(山田委員)

社会福祉法人光友会しいの実学園の山田雅裕と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局：臼井参事)

ありがとうございました。次いで事務局の自己紹介ですが、こちらについては会議の進行の中で都度紹介させていただきたいと思います。名簿の裏側に事務局構成を記載してございますので後ほどご確認いただければと思います。それでは代表副代表の選出に移ります。事務局案として、引き続きになりますが、高山委員に代表を高橋委員に副代表を引き続きお願いをしたいと考えておりますが、異議はございませんでしょうか。はい。ありがとうございます。では、高山代表と高橋副代表で決定とさせていただきます。それでは、代表、副代表からご挨拶をいただきたいと思います。

(高山代表)

皆さんおはようございます。改めまして今年度1年間、この計画検討委員会の代表を務めさせていただきます。これまで見直しに向けて昨年度は準備を進めてまいりました。また、聞き取り調査やアンケート調査を踏まえての見直しになりますので、そこで聞こえてきた一つ一つの声を確認しながら計画に反映できるような見直しを皆さんと一緒に進めていけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(高橋副代表)

再度副代表として拝命いたしました。湘南あつとほ一む・ひだまりの高橋と申します。よろしく願いいたします。昨年度の聞き取り調査やアンケート調査の結果というものが出ておりますので、今年度の計画検討委員会で皆様のご意見いただきつつ私も微力ながらお手伝いできる場所があれば、力を合わせてやっていければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局：臼井参事)

ありがとうございました。それではこれより議事に入らせていただきます。進行を高山代表にお願いしたいと思います。

(高山代表)

それでは初めに報告です。報告の1、今年度のスケジュールについてご説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

よろしくお願ひいたします。資料1-1になります。今年度本委員会につきましては年間6回総合支援協議会に関しては年間4回、開催を予定しております。続きまして資料1-2です。こちらはプラン策定に向けた作業等のスケジュールになります。本日をスタートといたしまして10月から11月にパブリックコメントを予定しておりますので、そこに向けて、7月の会議では骨子、8月から10月までに案をまとめてまいりたいと考えております。それ以降は年末までに修正を行って来年2月の議会に向け、プランを固めていきたいと考えております。

ここで、委員の皆様にお伺ひがござひます。スケジュール上、11月27日に第5回を開催する予定にしていますが、この時期はちょうどパブリックコメントの最中か、または終了のタイミングになるので、検討事項があまりない時期になります。ただ、なるべく中身の濃い案にはしていきたいと考えておりますので、空いている9月に第4回を開催し、10月16日を5回目として、そこまでに素案を固めていきたいと考えております。このスケジュールの変更も含めて確認をさせていきたいと思ひます。

(富澤委員)

先日の事務連絡では9月12日の運営会議が14時ということでしたが、今お示しのスケジュール案ですと10時となっておりますので、どちらが確定スケジュールなのか確認です。

(事務局：鎌田主査)

計画検討委員会を9月12日の午前中に開催し、その午後に運営会議が開催できればと考えています。スケジュールを作り直したものは、この後お送りします。

(高山代表)

では、報告事項の2点目、聞き取り調査及びアンケート調査の結果報告をお願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

資料2-1から、調査結果の概略をお伝えしていきます。

まず聞き取り調査について、スライド2枚目になります。市内当事者聞き取り調査の内容としては市内の当事者等団体11団体、このうち聞き取り調査ができた団体数が11か所、その他書面上でお聞き取りできた団体が1か所です。障がい福祉サービス提供事業所については6グループに分けて聞き取りを行いました。

実施期間は2022年の4月6日から8月5日です。聞き取った内容は課題ごとに評価されていることと問題として考えられることに分けてまとめております。

続きまして資料2-2がアンケート調査の結果報告になります。スライドを一つ進めまして、アンケート対象者は、障がい者ご本人が1,250人、障がい児のご家族、保護者の方々が250人、合わせて1,500人にアンケートを実施いたしました。

アンケートは郵送で書類をお送りして、回収もしています。期間につきましては、2022年12月2日から26日の間で実施をしました。

回収の状況は障がい者調査では1,250人のうち、有効回収数は566人で、回収率は45.3%、障がい児調査は250人のうち、有効回収数は128人で回収率は51.2%、全体として1,500人のうち、有効回収数は694人で、回収率は46.3%という結果です。回答内容は各基本目標とリンクする課題1から6に振り分けてまとめております。

(高山代表)

資料はかなりのボリュームになっていますので、お目通しいただいている前提で今日は進めます。内容の結果についても確認されたいところはあるかとは思いますが、この後の議事で調査結果に基づいて次期計画をどう見直しをしていくかという協議をいたしますので、そこで調査の結果の捉え方はご確認いただけるかと思っておりますので、ここで質疑の時間は取らずに続けて協議に入ってまいりたいと思っておりますのでお願いいたします。それでは協議事項に移ります。次期計画策定に向けた課題および方向性について、事務局の方をお願いします。

(事務局：鎌田主査)

資料3を用いてご説明します。

基本目標とアンケート結果、聞き取り調査を基本目標とリンクさせて示しています。基本目標1における論点については、障がいの理解、合理的配慮、差別と虐待、権利擁護が挙げられます。アンケートにおいて、行政の活動について障がいの理解に関する活動に力を入れていくべきとの回答が高かったという結果です。また、差別につきましては、日常生活でよく利用する空間、駅も含めて差別を受けた経験が多いという結果が出ております。聞き取り調査におきましては、障がい特性についての理解が不足しているのご意見がありました。3ページ目では、国の方針それから方向性をお伝えしていきます。国においては、虐待防止、地域共生社会の実現が示されています。こういった国の方針と先ほどの調査

結果をふまえた中間見直しに向けた方向性といたしましては、共生のための環境作り、それから権利擁護の推進を考えていくという結論が出ております。

続きまして、スライドの4、基本目標の2です。ここでの論点は、相談支援、不測の事態への対応、支援者間の連携等、福祉人材の確保等になります。相談支援について障がい特性の理解が求められております。これに関して聞き取り調査でも計画相談のサービスの量・質ともに不足しているのご意見をいただいております。また、アンケートでは不測の事態が起きたときに、支援者がいない人の割合が前回に比べて増加して、加えて聞き取り調査では福祉全体で人材が不足しているのご意見もいただいております。国の方針では地域生活の支援の充実、相談支援体制の強化、サービスの質の確保が示されております。これらの状況から相談支援の強化、連携による相談体制の強化、深夜サービス提供体制の確保が今後の方向性として挙げられます。

続きまして、基本目標の3、スライドの6です。ここでの論点はサービス利用、ご本人やご家族と支援者の高齢化、障がい特性に応じた生活の場について、論点として挙げられます。サービスの利用につきましては利用できなかった理由として、希望する曜日時間帯と合わない、必要なときに利用できないという回答の割合が高く出ております。また発達障がいと精神障がいにつきましては、障がい特性に応じた対応が求められているという状況です。障がい者本人それを支える支援者の高齢化が進むことで、単に障がいのみではなく、他分野における支援を加えた複合的な支援の必要性が増してきているという状況がある状況です。国の方向性としては入所施設等からの地域移行、発達障がい者の支援の充実等が示されています。これらの状況から方向性としては、一人ひとりに必要に応じた支援の推進、レスパイト緊急時の一時支援など在宅サービスの拡充、それから暮らしの場の確保になります。ここは障がい特性に応じた重度化も含めての暮らしの場の確保ということで挙げられております。

続きまして、基本目標の4、スライドの8です。ここでの論点につきましては、療育と放課後障がい児施策の充実等になります。アンケート調査におきまして、療育においては概ね行き届いているという結果が出ておりますが、聞き取り調査においては、医療的ケア児、行動障がい等の特性に対する環境の不足がご意見として挙がってきております。放課後の過ごし方につきましてはご家族と過ごすことや、放課後等デイサービスを利用する割合が高くなっております。一方で、困りごととして支援体制の不足があり、ここは重度の方、行動障がいの方も想定をしての回答にはなっているはずですが、支援体制の不足、それからご家族

の負担、ストレスも大きくなっていることが挙げられております。基本目標に絡めた国の方針では、障がい児サービスの提供体制の計画的な構築、障がい児支援体制の強化が示されております。これらの状況から今後の方向性として子どもの成長等に合わせた療育環境の支援、保護者へのサポートと支援のバランスの両立、医療的ケア児等への支援の充実が挙げられる状況です。

続きまして、基本目標の5、スライドの10です。論点としては、障がい者の就労、スポーツ、地域活動、外出、情報の確保がポイントとして挙げられます。就労につきましては障がいの状況に合わせた働き方の工夫、周囲の理解が必要という結果が出ております。地域活動について障がい児調査においては、障がい理解とその対応を広く伝えていくことが行政に求められるという結果が出ております。国の方針では、障がい者等の多様な就労ニーズに対する支援や福祉施設から一般就労への移行、障がい者による情報の取得利用、意思疎通の推進、障がい者による文化芸術活動の推進等が示されております。これらの状況を受け、今後の方針としては、就労等への参加、活躍へ向けた支援を一層進めて行くべきところと、情報取得、意思疎通の推進、地域活動やスポーツ、文化芸術活動の参加に向けた支援が今後の方向性としては考えられます。

最後に、基本目標の6です。スライドは12になります。ここでの論点は、医療的ケアと受診の部分です。それから災害時の支援と、経済的支援が挙げられております。医療的ケアにつきましては継続的に必要な方が障がい者調査においては約4割の状況です。それだけ医療的ケアのニーズは高いと言えるかと思いません。また災害時についてはこちらもアンケート調査におきまして、やはり劇的な環境の変化がございますのでパニックを起こす可能性があるかと心配する回答があります。加えて、継続的な治療も必要になりますので、投薬、治療が中断されることへの不安も高い状況です。国の方針は基本目標4と重複しますので割愛しますが、今後の方向性として、医療的ケアが必要な方への支援の充実、緊急時の対策強化等が考えられる状況です。

内容としては以上となります。

内容につきまして、ご確認いただいた上で、方向性として記載されている内容で良いか、委員の皆様の視点でご意見をいただければと思います。また、方向性の中で特に進めていきたいものや、他の視点で重要ではないかといったご意見があれば、見直しのポイントとして特に重要な項目として挙げていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

本日いただいたご意見は課題感や情報の共有を視点に持ちまして、25日に開催される総合支援協議会に情報提供していきたいと考えています。その点につきましても、今日この場でご了承いただければと思いますのでよろしくお願い致します。

(船山委員)

基本目標の社会参加を支える支援の充実の就労についてという部分に関して、アンケート調査結果においても一定数の就職したい、働きたいという方のニーズが見てとれます。その意見のところで、雇用する企業側の障がい者の就労環境整備が追いついておらず定着率が改善できていないという意見がありますがまさにその通りでして、定着率自体は、10年前に比べるとだいぶ改善しつつありますが、障がいの特性によって定着率は変わります。1年後定着率という数字がありますが、これもやはり障がい種別毎に違います。一番高いのは発達障がいの人で、77～78%です。1年後定着率が8割近くだったかと記憶しています。次は身体、知的が続き一番下が精神で、50%を切る程度の定着率です。その意味では、企業自体が雇用率、雇用促進法の改正で雇用率も上がっていますので、採用はされますが企業の環境自体が整っておらずミスマッチが起きて、離職するケースも非常に多いですので、まず企業に障がいのある人の事を知ってもらう、わかってもらう、理解してもらうところの仕組みや具体策が必要ではないかと思っております。その部分を勘案して計画に是非盛り込んでいただければと思います。

(佐藤委員)

2点あります。まず基本目標2の相談支援の強化に関しては、昨年度ではリートの立場もあり法人としては地域相談支援センターもある中で、その連携強化は確かに必須かと思っていることに加え、昨年度相談支援部会では安全・安心プランの普及について検討しています。まだ届いてない作成されてない方たちへの普及や作成を具体的にどうするか、計画案が明確になれば具体的に取組む形になるのかなと想像したところでした。もう一つ、基本目標3の発達障がい者等の支援の充実について、国の方針で発達障がい者地域支援マネージャーの活用強化をしていくということでまさしく私この立場にもいるものですから、市とどのようにそのイメージを持ちながら取り組んでいくかということと、リートの相談者の背景から見ても、やはり思春期、具体的に言うと小学校高学年から高校1年生ぐらいまでにかけて層で大きなつまずきや大きな傷があり、そこにうまく手当がつかなかったことで大人になってかなり生きづらい方が増えているかという印象

もあるので、地域支援マネージャーとしては教育との連携が一つ大きな課題になっていくかと思っています。あと児童期に関して言えば、計画案見直しに向けた方向性の中にもありますが児童発達支援センターの機能強化を具体的にどう盛り込んでいくかは一つ大きなポイントではないかと思っています。

(齊藤委員)

相談支援体制全般については、基本目標4で子どもの相談の強化を中間見直しに向けた方向性とするということで、児童発達支援センターの機能強化や相談支援体制の充実が必要と記載がありますが、医療的ケアの子どもについては、4月から県の医療的ケアセンターのブランチの配置ということで、各圏域に主任コーディネーターを配置するというので、我々の法人が受けております。合わせて市の配置事業でコーディネーターの配置事業も受けておりますので両方合わせて窓口一本に見える形で、グータッチという名前で事業所が開設しております。ただ、これはあくまで大人の医療的ケアに関する予算ということで、やはり藤沢の子どもの相談体制の弱いところかと思っていますので、今後具体的にどうしていくか。計画相談が少ないこともあり、福祉サービスに結びつかない児童の支援体制を確立しなければということは動けば動くほど感じておりますので、これを具体化していただくような方法が必要かと思っています。それから、防災については障がい者支援課だけでできる話ではないので、庁内連携を具体的にどうしていくのか、その情報をいただきながら検討ができるとよいと思います。

(島村委員)

基本目標3の暮らしの場の確保の支援について、地域生活移行のグループホーム等を含めた住居の確保というところがあります。調査の中でグループホームが比較的充実していきいているという数字が出ています。一方で、課題として医療的ケアや重心、強度行動障がいなど重度の知的障がいの方のグループホームに関しては、依然少なく、ほぼないと市内では言える状況だと思っています。いつもグループホームについては対応できる支援毎に事業所を分けて捉えず、ひとまとめにされた数字が評価されていますが、課題を正確に把握する上では、そういう課題がある人たちに対する支援がどこまで届いているかを見えるようにしていかなければ改善されないと思いますし、これも最近始まった課題ではないかと思っています。特に入所施設支援はもうなくなるという状況の中では、地域の中で施設から地域に移行していただくだけではなく、在宅で生活が厳しくなっている地域支援者の次のステップも考えていかななくてはいけないかと思っていますので、困難な状況にある人が浮き彫りになるような見方をしてほしいと思います。

続いて、基本目標5の社会参加の外出に関して、市の聞き取りで公共交通機関のこと触れられていますが、ここに関する具体的なことで、トイレの中の大人用のオムツ替え用のベッドがまだ街中では普及していません。最近高速道路はかなり良くなってきている印象がありますが、地域によってはベッドの使い方もすごく工夫されてきているものを何ヶ所か見ました。それから、エレベーターについては普及していますが、優先利用についてはまだ浸透していない印象です。特に途中の階に乗り降りしたいときに、エレベーターに乗れず何度も見送ることになる場面が混雑しているところで見られます。また、あなたは本当にエレベーターが必要ですかという啓発ポスターも見かけます。これに関して、例えば大きな荷物を持っているからエレベーターを使うという方に立ち止まってもらえるような啓発も必要なのかなと考えております。これは駐車場に関しても同じことが言えるかと思えます。

(富澤委員)

基本目標3の国の方針で、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実が挙げられております。それと並行して基本目標2で示されている共同生活援助の支援内容として一人暮らし等を希望する者に対する支援や、退去後の相談等を含まれることを法律上に明確化することまでが1セットとして挙げられていることについて、実際はグループホームから一人暮らしに移行して、特に就労されている方ですと、どうしても福祉サービスの利用ほぼ途絶えてしまっている方が多くいらっしゃいます。最近も個人的に「アパートを出なくてはいけなくなってしまったらどうしようか、部屋でこういうことがあったから困っている」と相談がホーム在住時に対応していた私のところに来るケースもあり、改めて福祉に繋げようとするともた受給者証の発行からとなってしまうような方もいらっしゃいます。グループホームの一人暮らしの実現をしていくためにも基本目標2の退去後の相談と支援はまず土台の部分を作っていないと、一人暮らしが不安な方も多くいらっしゃると思いますので、一体的な体制作りをぜひお願いしたいと思います。

(西村委員)

島村委員の意見に共感を覚えました。もう問題や課題は何回も重なるアンケートで出尽くしているので、具体的に落とされがちなところを浮き彫りにすることと優先順位をつけることが非常に重要かと感じています。具体的には入所施設がなくなっていく中で、例えば新しく再整備する、入所施設のショートステイ機能を増やす、新しくショートステイの機能を新規に作るとか、そういったことの実現

化に向けて行政とか施設が協議の場を既に持ってらっしゃると思いますが、それが急務かと思います。また移動支援や機能別のショートステイ施設も不足していることは医ケアも含めて以前から言われているので、先程お話があった齊藤委員の法人で県の圏域の窓口を設置するところで、例えばこれから保護者にヒアリング等という形で医ケアのショートステイ等具体的な需要が浮き彫りになると思うので、その実例をモデルケースとして実行して走らせてみて、そのモデルケースから風穴を開けるような形で急がないといけないような課題がたくさんある気がしています。今まとめてあるものはすごくわかりやすいので、それでまず優先順位をつけて、目標のゴールを設定してもう1年後2年後3年後、といった形でやっていく必要がある課題が多いと感じています。

(齊藤委員)

今、西村委員がおっしゃったように、医療的ケアのコーディネーターの仕事が当法人で4月から始めております。その中で、対象のお子さんがまだ小さく障がい受容も難しいような状況で孤軍奮闘されている様子とか、あちこちの相談先に聞きに行くこともある中、聞きに行く相手同士が繋がっていないことでお母さんが翻弄されているような様子を感じることも多いです。そのため、我々のコーディネーターの仕事はまずその相談先機関同士を繋げるネットワークを形成していくことが一番であり、実践事例を通して具体的な課題をまたご提示していければと思っています。もう一点、先の話で補足です。基本目標4で、児童発達支援センターの機能強化がありますが、どういう形で機能強化すべきか検討すべきだと思います。例えば横浜市に設置されている児童発達支援センターは全て医療型です。それに対して県域には医療型が1個もない状況があります。この格差はまずいなと捉えておりますので、市内の医療型の新たな設置か機能強化も検討していただきたい具体的な課題であると思っています。

(高橋委員)

基本目標6の聞き取り調査の災害時について、先程齊藤委員も少し触れられていましたが、障がい者調査では投薬治療が受けられなくなる可能性があることに不安を感じている方もいらっしゃいますし、障がい児の調査でも避難所での周囲の目が気になるというご意見もあります。ですがこの問題は高齢者や認知症、普段から治療を受けている方の大勢にも当てはまる、障がい児者に限らない話であると認識しています。最近も大きな地震があったことで、災害についてやはり普段から考えていかなければならないということは今でも変わってないと思いますので、中間見直しを受けた方向性としてその地域で守れる方法と体制を構築して

いくことが必要とありますから、これを具体的に何ができるのかを考えなければならぬと思いました。困りごとを全て直ちになくせるようなシステムはできませんが、何か一つでも、今からでもできるようなことをきちんと計画に入れて、きっちり実行できるような形にしていく必要があるかと思いました。

(種田委員)

三点ございます。一点目は、私は障がい者としてスポーツをしている1人なので、基本目標5の社会参加について、社会参加、活躍の支援においてスポーツ活動を継続できる環境作りをお願いしたいと思っております。太陽の家体育館も再整備に入りますと、スポーツ活動ができないタイミングが一時的にあると思うので、その辺りをどのようにスポーツ活動ができるようにするか、皆様のご意見で進められたらいいなと思っております。

もう一点は、もう10年以上になりますが、障がい福祉団体連絡会の中で、災害に対することを勉強しております。障がい者の避難行動は難しく、3.11でも障がい者の亡くなられた方が普通の方の5倍という数字が出ております。その中で我々がお願いしているのが避難行動要支援者名簿の作成になります。これは手挙げがあった自治会のみ対象になる方向性ですが、我々が訴えていることは、全ての障がいの方に聞き取り調査をしていただいて、それを受け取るか受け取らないかは別にして、その自治会にこれだけの方が手を挙げてらっしゃいますということをお伝えしてほしいということを少し前からお伝えしております。また個別避難計画も、安全・安心プランとともに進めていただけたらと思っております。

最後にもう一点、基本目標3の日常生活の支援について、中間見直しに向けた方向性の中でもレスパイトが入っています。レスパイトはとても大切ですが、本人支援も忘れてはならないことで、本人の意思に従って支援する目線が大切だと思います。その点、日中一時支援の中の夕方支援は、レスパイトでしか利用できないもので、本人支援では利用できない点がおかしいのではないかと感じております。レスパイトと本人支援、両方進めていただきたいと思っておりますのご意見です。

(林委員)

感想ですが、基本目標1の聞き取り調査のところで、差別・偏見についてまだ障がい理解はまだ進んでいないと感じました。特に目に見えない内面の障がいは理解されにくいことで、就業、雇用されたけれども辞める人が多いのは精神障がいが多いというお話もありました。身体的な目に見える障がいと違い理解が得られにくい実情をふまえて、理解を得ていくための啓発に力を入れていただけたら

と思われました。加えて、地域移行ではグループホームに触れる記載が多いですが、在宅が多いように感じられます。そして在宅生活を送る上では親御さんの負担が多いかと思いますが、これは本人や家族が自分から在宅を選んでいるからそのようになっているのか、それとも、様々な受け入れ先の整備が足りない結果としてやむなく在宅になっているのかが疑問点としてあります。

加えて質問になりますが、聞き取り調査で成年後見制度の使い勝手が良くないという回答がありますが、この制度運用の制約はおそらく法律で決まっているものかと思いますが、そうした場合、市としてどのようなことができるか疑問に思いました。

(小野田委員)

2点あります。

基本目標2の相談支援のところについて、基本的な課題感は記載のとおりかと思っておりますが、実際相談支援を行っているとき帯支援のような形で、8050問題や9060問題ケースと出会うことが多いです。重層的支援体制のテーマもあるのでこの辺も計画に盛り込めるとよいと思っております。

二つ目が基本目標3番のところ、先程短期入所の機能のあり方について話がありましたが、そもそも市内の入所施設の機能のあり方についても、施設入所がどうしてもご家族ではゴールと考える方が多い中で、でも国の方針では移行していくので、そもそも入所施設の機能のあり方についても考える場があるといいのかなと思ひ、以上2点です。

(山田委員)

私は基本目標の4の子どもの成長・発達に合わせた療育環境協の支援の相談支援専門員に就いていますが、聞き取り調査の結果でも障がい児相談支援の後に計画相談へ移行するというところでは、なかなか児者切り替えの相談側の切り替えがなかなかうまくいかず、当方でも苦労している状況が続いております。幸い、ここの結果に書かれているような、20歳を過ぎても障がい児の計画を当方で受ける障がい者になられた後の計画を受けているということはございませんが、やはりそこに苦慮しているという現場からの報告は受けています。また小野田委員からもお話あったように8050問題と、似たような感じでお子さんの支援で伺った際、お母様のご支援が必要だなと感じるケースもありましたのでそういった連携の児童発達支援センターと計画相談支援事業所や委託相談支援事業所さんの連携の枠組みもあるといいのかと思ひました。

(高山代表)

私からも一つございます。皆さんが言ってくださったこともほとんど重なっているところですが、基本目標2の支援の基盤作りです。聞き取り調査の結果で言うと最後の福祉人材の確保と育成、それから中間見直しに向けた方向性でも最後のところに人材確保と質の向上ということがありまして、おそらく個々の事業所さん毎に苦慮されているところかなと思います。法人によって差はあるかもしれませんが、サービス提供持続可能な体制にして行かなくてはいけないので、事業所における人材の高齢化と新しい人材を確保できないということは、将来的に安定的な支援ができないということに繋がりますので、1事業所というよりは、藤沢市全体で、また障がい分野だけではなく福祉の人材確保ということを連携してやっていけるとよいと思いました。

地元から人材を得ていくことを考えると、差別解消なども関係してきますが、小さい頃からの啓発が重要ということだと思います。障がいのある方や福祉に接する機会を確保するというのと、藤沢のような規模ですと藤沢だけで人材確保していくことが難しいと思いますので、藤沢の魅力も一緒に発信する形で人材確保していくことはすごく大事であると思います。幸い若い世代にはかなり人気のある街ということですのでそこと合わせた形ですね。藤沢に住んで働くっていうことの魅力を総合的に発信できるような、仕掛けがあるとよいと思います。

(事務局：鎌田主査)

林委員からお話いただいた成年後見の部分ですけども、確かに様々な手続きで実際に後見人がつくまでに非常に時間がかかる状況があり、聞き取り調査の結果として出ていると思います。現在、法改正も視野に入れて全国的に各都道府県市町村もその動向を見ながら、動いていく状況になっていくはずですが、藤沢市で時間がかかっている状況がある中で、支援が必要な方々は、実際に生活をしているわけで、金銭管理が難しい方がいる場合、社会福祉協議会による金銭管理の支援を行うなどの日常生活支援事業を活用することで急場を凌ぐことが考えられます。

(事務局：臼井参事)

臼井に変わります。今、どのような対応しているかという部分で申し上げると、社協にお願いしている日常生活支援事業というところで、例えば金銭管理がうまくいかない場合、後見で言うと契約なり、お金のやり取りをするところをご本人の申し出によってサービスとして行っていくパターンと、ご本人が金銭管理及び判断の能力が十分でなく、例えばお金はあるが、通帳から下ろせず生活が成り立たないという場合に、緊急事務管理という形で市から社協にお願いをして、

介入をしていくような制度で対処しております。やはり成年後見については、弁護士、司法書士、税理士、行政書士という方をお願いをすることで範囲が定まっている部分と、やり手がないという課題もありますし、市民後見人の方をお願いできる場所というの、困難ケースを対応していくことも難しいというのがありますので、民法改正も含めて、どのように動いていくのかを中期的に見守りながら、市として対応をしていくような流れになると思います。

(林委員)

ありがとうございます。

(高山代表)

ありがとうございました。成年後見について補足させていただくと、確かに国の制度ではありますし、制約があって運用しにくいという仕組みではありますが、日常生活支援事業では限界がきますので、事業契約できなくなるとどうしても後見の仕組みを考えなくてはいけないことから、そこが使いにくいままなのは問題です。

国の法改正も必要ですが、単に制度が使いにくいだけではなく、繋げていく人がいないということも実は大きいです。成年後見になると急にハードルが上がって福祉のサービスではないような形になっていくこと自体が大きな問題だと思います。

茅ヶ崎市では、新しい仕組みを取り入れ、権利擁護として捉えています。それが日常生活支援事業だけじゃない権利擁護という形をどのようにしたらスムーズにサービスが行き届くかという仕組みを考えていく必要があるので、国の法律がというよりは、どうそれを使っていくことができるか、人材と仕組みの問題という感じがしているので、そこも大きな検討課題と思いました。

(高山代表)

それではここで休憩に入ります。

(高山代表)

それでは再開します。協議事項の二つ目、総合支援協議会等のあり方についてご説明お願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

資料4になります。スライドの2です。現在、協議会を中心としてあり方の検討をしていますが、昨年度、検討しておりますが、この委員会との関係性や委員構成、専門部会のテーマなど懸案事項として残っております。

昨年度の確定事項といたしましては、令和4年度の委員の方々には、協議会も計画検討も残っていただいて同じように協議をしていただくことと、令和5年度の任期を1年として、協議をしていただくということです。

次に、スライド3です。計画検討委員会における中間見直しの策定及びモニタリングについてお伝えをします。中間見直しの策定につきましては、聞き取り調査及びアンケート調査の結果、国の動向を中間見直しに反映させることが重要になっていきます。アンケート等の結果につきましては、藤沢市の問題点や、市に対するご意見の結果であり、藤沢市の課題であると言えます。また、委員の皆様から方向性についてご意見いただきまして、この先まとめまいります。これが見直しについての非常に大事な見直しのポイントになっていきます。

続きまして、スライドの4です。そこで大事になってくるのが総合支援協議会と計画検討委員会の役割は内容が本来どのようなものであったのかということです。協議会の役割については、総合支援法にも位置づけられており、関係機関等が相互に連絡を図り地域における障がい者等の支援体制に関する課題を共有し、関係機関との連携緊密化および地域の支援体制整備について協議を行うということです。つまり協議会は、地域課題に対していかに体制を整備していくのかを検討する場ということが言えます。一方、計画検討委員会につきましては、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定及び進行管理が主な役割です。

続いて、スライドの5です。この先、計画検討委員会と総合支援協議会はどう連携をとっていけばよいかを事務局の案としてお伝えをしていきたいと思えます。スライドの3でもお伝えしたように、本日皆様からいただいたご意見を基に見直しのポイントをまとめてまいります。このポイントは、藤沢市の課題として、考えられる内容であると考えております。本来、協議会はどのように体制を整備していくのかを協議する場であり、計画検討は、地域課題を計画上に位置づけ、進行管理をする行う場、という性格を有していることから、アンケート等から得られた課題を両会議の共通課題として取り扱い、各々の役割と視点で協議していくことが、今後藤沢市にとって課題解決に効果的な方法ではないかと考えています。

続いてスライドの6です。このような考えから令和6年度以降目指していきたいものとして、藤沢市の共通課題について、協議会と各種会議において協議すべきものと、行政主導等で進めていくべき課題に整理して、それらを計画検討委員会と総合支援協議会で情報共有しながら、共通理解をした上で、各会議の役割に

従って議論を進めていければと考えています。つまり、市域の課題を様々な会議体を使って検討をしていくことがこの先はとても大事になってくるというところ
です。本日、皆様に二つ目の協議事項として、中間見直しのポイントとして、取
り上げていく項目を絞り込み、行政主導で進める項目、協議を必要とする項目に
分けていきます。その内容を総合支援協議会にも発信し、違う視点で同じ課題を
協議してもらうことで、課題解決の実効性が高まるのではないかと考えておりま
す。本日は、今お伝えしたことについて意見をいただければと思います。

最後に、参考資料1、2をお配りしていますが、国資料の参考資料の1、三つ
目のところで基本指針の見直しの主な事項を国は出してきました。ここでは1
4項目の主な事項を列挙しています。

市町村によって状況が違っている部分もありますので、これらを事務局の見解
で説明しなおしたものが参考資料の2になります。こちらにつきましては、国の
主な事項を白抜きの字で協議会共通や他会議体との連携など記載しており、どの
ような形で、今後、検討すべきか（案）としてお示しをしております。現時点で
の（案）でございますので、ご確認いただき、ご意見のご参考にしていただけれ
ばと思います。

（高山代表）

ありがとうございました。後半の協議は総合支援協議会等のあり方について、
どの会議体がどう役割を担い、どう連携していくかという話になりましたが、こ
れは特にこの場では計画検討の私達の会議体と協議会の会議体等のあり方なので
私達の意見通りにいくというよりはむしろ総合支援協議会でもいろいろご意見が
出るところかとは思いますが、まずは私達の会議体として今ご説明いただいた案
について皆様がまずどうお考えになるかお聞きできるといいかなと思っています
ところです。気づいた点ありましたらご意見いただきたいと思っています。

（佐藤委員）

基本目標4の障がい児サービスのところで、国も藤沢市も共通としてインクル
ージョンの推進という言葉が重っていることからして、ここに関しては個人的な
意見なので行政主導でないと厳しいかと思っています。やはりここは子どもの問題で
ある以上は教育が大きく絡むということが一つ大きなところかと思っています。特に
発達障がいや、診断等は出てないが要支援の学童も入ってくるだろう想像できま
すので、この障がいの枠の計画検討や協議会だけでは推し進められないと感じて
います。

（齊藤委員）

行政主導でやるべきか、協議会で扱うべきか、というところですが、やはり守備範囲を考えていくと協議会は障がい関係の法律の枠内で考えないといけない立場だと思っております。ただ、他分野が関わらないと解決しない問題がほとんどになってきています。医師のあたりや専門の方々に声かけが難しいところもありますので、そういった他分野が関わるところは行政主導で器を作っていただいてその中で議論できるような環境を作ることが大事かと思えます。また、そのような検討も以前何度かあった中で、なかなか結論が出ていないことも多いかと思えます。課題の共有まではしているものの、解決の方策に結びつかないことが多々あったかと思えます。結論が出せる会議ということを前提に行政主導で進めていくことが重要かと思っております。

(島村委員)

この参考資料2は国のものに照らし合わせて作られていると思いますが、地域で重心、医療的ケア、強度行動障がいといった方の居場所や支援体制がまだ十分でないところがあると思えます。このことは協議会の中では既に把握されていることであり、昨年度重度部会から提言書も市に提出しているのです。次のステップに進めるためには、齊藤委員がおっしゃっていたように、医療との連携なども必要になってくるので、ここは行政から絡んでくださらないと進んでいけないかと感じています。

(船山委員)

参考資料2によれば、様々な会議体連携があります。委員がかぶっていることもあります。どこで何をやるのかを明確にして、どの会議体がこの部分をやっていくというところを行政から切り分けていただけて、その後に計画検討では具体的な数値の積み上げや、実効性のある計画検討をしていくことが必要だと思えます。

(西村委員)

基本目標6の医療的なケア、医ケア以外でも普通の障がい者の障がい歯科というものがありますが、これは藤沢市として全国でも誇れる機能です。この機能を活用し、予めお一人看護師の付き添いを許可していただければ、普段の健康診断で採血が難しい方でも、歯科治療後に採血が可能になるのではないかと、そのような対応が可能になると助かる方もいるのではないかと考えます。医師会が関わらないとOKが出ないと、いう話ではあると思えますので、以上は、あくまで一つの事例ですが、何か走れるものから一つやってみるというご提案で、これもやはり行政が主導していただかないと、当事者団体から随分前から言っても辿

り着かないものの一つなので、特に医療関係のことは行政がぜひ主導していただ
いてありがたいと思います。

(事務局：鎌田主査)

中間見直しのポイントとしていただいたご意見していただいた際、現状に対し
て体制や方法などに工夫が必要だという趣旨のご意見をいただいております、それら
の意見については、協議の場での検討が相応しいという理解でまとめていきたい
と思います。

また皆様のご発言を伺っていると、医ケアが絡むところは、医療機関との関係
性が深いことから、他課を巻き込み進めていくべきということが再確認できまし
た。このことについては既に計画には載っていることですので、見直しをかけて
いくということになるかと思っております。

一つ確認ではありますが、参考資料2の項目の取り扱い方については、事務局
(案)のとおりでよろしいですか。

(佐藤委員)

3番目の福祉施設から一般就労への移行等は協議会専門と書いてあるのは、協
議会の専門部会と理解してよいでしょうか。

(事務局：鎌田主査)

はい。この手のことは専門部会の検討事項として悪くない内容ではないかとい
うイメージで書かせていただいております。

(佐藤委員)

意見ではありませんが、9番目の社会福祉サービスの質の確保というところ
で、この通りにはいかないという考えがベースではあるのですが、今年度、湘南
東部の圏域ナビゲーションセンターでもこの意思決定支援や、主任相談支援専門
員の会議や研修など考えています。市町によって少し温度差はあるかと思いま
すが、ナビの立場としては、市とどのように足並み揃えられるかということは確
認をしながら進められるとよいと考えています。

(高山代表)

ありがとうございます。

種田委員、お願いいたします。

(種田委員)

種田ですが、一点お伺いします。この協議会共通というものがありますが、こ
れはどういう意味でしょうか。

(事務局：鎌田主査)

協議会共通とは、本会議やどこかの専門部会のみで協議することではなく、協議会全体として、共通する重要な考え方であり、前提として必要なものということになります。

例えば、7番で説明しますと、7番には虐待の防止があり、協議会共通となっております。虐待の防止とは、虐待の防止を専門的に協議するのではなく、その根幹にある権利擁護という視点で協議すべきと考えております。この場合、権利擁護とは、障がい者を取り巻く解決すべき全ての課題の共通項となりますので、協議会の本会議やどこかの専門部会のみで協議するものではなく、あらゆる協議を進めていく上で前提としてすべての人が意識すべきものである考えます。

そのような意味で、協議会共通としました。

(種田委員)

協議会と専門部会も合わせて共通ということ。

(事務局：鎌田主査)

そこで何かを検討していくというよりも、検討に臨む際に誰もが考えの根底に持って、もしくは重要な視点として既に持っていなければいけない部分であると思います。委員の方々には共通の知識、理解として持っていただくものとして挙げている部分ではあります。

(種田委員)

共通理解ってということ。

(事務局：鎌田主査)

そうです。

(種田委員)

それをベースに、協議する。

(事務局：鎌田主査)

はい。

(種田委員?)

会議体としては、協議会専門部会ですか。

(事務局：鎌田主査)

どこの専門部会という意味ではありません。協議のベースになるものです。

(種田委員)

そうですね8番には、計画検討委員会も入っていますしね。

共通理解として協議を進める。ありがとうございます。

(事務局：鎌田主査)

後ほどお時間があるときに、ご説明させていただきます。

(種田委員)

ありがとうございます。

(高山代表)

島村委員、お願いいたします。

(島村委員)

協議会共通の協議会とは、総合支援協議会という意味ですか。それとも色々な会議のことを指しますか。

例えば、1番も協議会が一つだけですし、7番も協議会共通で協議会ですね。でも、6番に関しては頭のところは協議会共通だけど、検討委員会も入っています。その辺の区切りが、よくわからなかったので教えていただきたいです。

(事務局：鎌田主査)

基本的に協議会共通と書いてあるのは、総合支援協議会を指しています。ただ、他の会議体が書いてある項目についてお伝えしますと、例えば、相談支援体制の充実強化の場合には、計画検討委員会において、計画上の掲載されている関連事業がございます。相談支援は、障がい福祉の入り口でございますし、事業評価をしていくものとしての要素も出てきます。そのような意味で協議会共通としての要素のみでなく、計画検討委員会委員会においても重要な項目となると考えます。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。齊藤委員お願いいたします。

(齊藤委員)

各事項について、どこで協議をするのかという話もありますが、国の資料を見ても、「切れ目のない」というワードがあちらこちらにあります。しかし移行期の話がどこにも載っていないなところがあり、大きな課題だと思っています。ですので、移行期について協議における主要事項だということを計画に入れていただきたいと思いました。

(事務局：鎌田主査)

齊藤委員のお話は、中間見直しのポイントとして、でしょうか。共通課題として総合支援協議会に伝えていくという意味でしょうか。

(齊藤委員)

大きな課題ですので、市の具体的な話として進めていきたいと思っています。

(事務局：鎌田主査)

中間見直しのポイントとして、総合支援協議会への情報提供の中にも入れるという理解でよろしいでしょうか。

(齊藤委員)

そうですね。やっぱり大きい課題だと思っていますので、入れていただければ。

(事務局：鎌田主査)

はい。ライフステージの切れ目の部分は大事で、制度の切り替わりもあり、うまく流れに乗れるか否か大きなポイントとなります。このタイミングでうまくスタートが切れず、生活が崩れてしまう方もいらっしゃるなので、その重要性については認識しております。

(高山代表)

他は、いかがでしょうか。

今、総合支援協議会等のあり方について、取り上げる事項をどのようにするのか、取り上げた事項は行政主導なのか、協議会等の会議体なのか、ということも含めて、ご意見はいただきました。

全体の方向性としては、この方向で検討していくということでご了解いただいたということよろしいでしょうか。もちろん一つひとつの意見は、きちんと共有させていただきます。

(事務局：鎌田主査)

方向性としては了承を得られたと認識しております。中間見直しのポイントとしていくつかご意見いただきましたので、ご意見を整理し、行政指導のほうがよいのか、協議したほうがよいのか、まとめた上で、カテゴライズした形で協議会の方に情報提供をさせていただきたいと思っております。

(高山代表)

わかりました。そのように進めていくということもここでも確認させていただきます。申し訳ありません。退出いたします。この後はよろしくお願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

高橋副代表、よろしくお願いいたします。

(高橋副代表)

種田委員、お願いします。

(種田委員)

種田ですが、一点お願いがあります。総合支援協議会は一番上の会議体なので、様々な会議体の意見が集まってくると思います。しかし計画検討委員会は、この中の一つの会議体なので、全ての協議の内容が、計画検討委員会に届けられる訳ではないので、総合支援協議会でそのような協議をしているのか、計画検討委員会に情報提供していただきたいと思います。

(高橋副代表)

事務局からありますか。

(事務局：鎌田主査)

協議会等のあり方を検討していく上で、種田委員のご発言はとても重要だと考えます。総合支援協議会の情報をお伝えするようにいたします。また今後、総合支援協議会と計画検討委員会がどのように連携をしていくのかということも考えますと、どのような形で情報を共有するのか、そのためにどのような人を配置するのかなど、事務局としても考え、ご提案させていただきたいと考えます。

(高橋副代表)

種田委員よろしいでしょうか。

(種田委員)

計画検討委員会だけに出ていると、他の会議体のことがわからないので、状況説明をしていただけるとありがたいと思います。

(高橋副代表)

このようなご意見ありますので、できる限り事務局からいただけるとありがたいです。議題を次のその他に進めます。(1)は情報提供ですが、委員の方々はございますか。特にないでしょうか。事務局からはありますか。

(事務局：鎌田主査)

事務局からはございません。

(高橋副代表)

では、(2)のその他ですが、連絡事項等ありますでしょうか。特にないようですので、本日の障がい者計画、障がい福祉計画検討委員会は終了となります。

一旦事務局にお返しいたします。

(事務局：臼井参事)

高橋副代表ありがとうございました。また有意義なご意見をいただき、ありがとうございました。それでは、これもちまして、第1回の計画検討委員会を閉会とさせていただきます。

次回の開催の確認だけ最後にさせていただきます。次回の開催予定7月11日火曜日、午前9時30分からになります。会場の委員さんは、また同じ会場になりますので、よろしく願いいたします。これにて終了ということで皆さんお疲れ様でしたありがとうございました。

(閉会)